

あなたの“誰かのために”をカタチに！

令和 8 年度

宗像市人づくりでまちづくり事業補助金

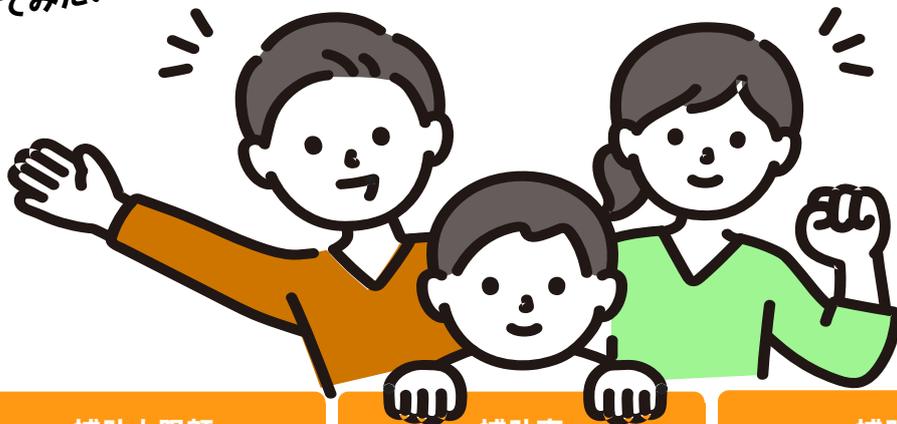
募集要項



みのりコース 編

地域の課題のために
こんな活動してみたい！

自分たちの力を
誰かのために活かしたい！



補助上限額	補助率	補助対象期間
50 万円	80%	1 年間 1年ごとの申請で 最長 3 年まで

**募集
期間**

令和 8 年

3 月 9 日(月)～4 月 8 日(水)

16:00 必着

上限 10 万円、補助率 100%の
めぶきコースの
募集要項は緑色の冊子です

公開審査

5 月 12 日(火)

交付式

5 月 29 日(金)

人づくりでまちづくり事業補助金について

2つのコースで広がる可能性！もっと使いやすく、もっとわかりやすく！

宗像市は、より多くの市民が、主体的に市民活動（市民等が自発的に行う公益性のある活動）等に取り組み、他の市民やまちづくりとの関わりを通して、生きがいを感じられる、活力ある市民主体のまちづくりを目指しています。

本補助金は、市民活動の活性化と、地域課題及び社会的課題の解決を目的として、市民活動団体が実施する事業や取り組みを支援するものです。

団体の“やりたいこと”が活動として、芽吹いていくことを後押しする「**めぶきコース**」と、団体の力が公益性のある“誰かのための活動”として、実っていくことを支える「**みのりコース**」の2つのコースを設けています。

	めぶきコース	みのりコース
概要	団体の活動の活性化を応援するコース 備品購入や構成員の研修等、幅広く活用可	課題解決に向けた事業実施を応援するコース
補助上限額	10万円	50万円
補助率	100%	80%
補助対象期間	1年間	1年間 ※1年ごと申請で 最長3年まで

補助の対象となる団体

●宗像市に活動拠点を置き、公益的な活動を行う**市民活動団体**※

※「宗像市市民活動団体の登録に関する要綱」（団体登録）の規定に基づき、登録を受けた団体に限り登録については、別途団体登録チラシかHPをご確認のうえ、市民活動・NPOセンターにて手続きしてください。

※下記の条件のいずれかにあてはまる事業は補助対象外です。

- ・同一団体において、過去に本補助金の交付を受けた事業
- ・国、地方自治体、企業、財団その他の団体から助成等を受ける事業
- ・宗像市地区設置規則で定められた特定の地域のみで活動するコミュニティ運営協議会や自治会等の地域組織が行う事業
- ・その他、補助することが適当でないと認められる事業

「みのりコース」について

団体のノウハウを活かして、地域課題や社会的な課題を解決するための事業を応援するコースです。原則として、広く市民等を対象として行う事業を対象としています。

補助上限額	50万円	補助対象期間	1年間（1年ごと申請で最長3年）
補助率	80%	補助対象外経費 （詳細別紙）	備品購入費、工事費、団体の運営経費、ほか

事業の広報PRを、市と市民活動・NPOセンターがサポートします！

交付決定を受けた事業の参加者の募集等の広報PR等を以下の方法でサポートします

- 市広報紙への掲載
市広報紙「むなかたタウンプレス」に交付事業に関するお知らせや参加者募集などの記事の掲載が可能！
- 宗像市 SNS への掲載
宗像市の SNS (LINE/Facebook 等) に交付事業に関するお知らせや参加者募集などの記事の掲載が可能！
※市職員や宗像市市民参画等推進審議会等が活動の視察を行い、活動状況などを情報発信する場合あり。
- 市関連施設へのチラシ配架
市役所や関連公共施設（メイトム宗像や12地区コミュニティ・センターなど）に交付事業に関するお知らせや参加者募集などのチラシ配架、デジタルサイネージ等の掲出
- 拡大コピーの利用
交付事業で使用する横断幕等の掲示物の拡大印刷が依頼可能！（データの提出が必要）

🍊 申請について

※申請する際は、必ず宗像市市民活動・NPO センターに事前相談してください。

申請書類は
コチラから



- 申請期間 **3月9日(月)～4月8日(水)【16:00 必着】**
- 申請書類 ①補助金交付申請書(様式1-1)、②企画提案書(様式1-2)
③収支予算書(様式1-3)、④支出予算内訳書(様式1-4)
※団体登録の新規登録または変更がある場合は、団体登録申請書も合わせて提出
※提出された書類は、原則、HP等で公開します。
- 提出先 **宗像市市民活動・NPO センター【メイトム宗像内】**
- 提出方法 **原則、センターへ持参**
- 補助対象期間 **4月1日(水)～3月31日(水)(期間外の経費は補助対象外)**

🍊 審査について

①書類審査 4月13日(月)～4月20日(月)

市コミュニティ協働推進課において、提出書類及び団体登録申請書をもとに書類審査を実施します。
必要に応じて、内容に関する問い合わせや追加資料の提出を求める場合があります。

②公開審査 5月12日(火) @宗像市役所

宗像市市民参画等推進審議会による審査会を開催します。審査会は一般に公開します。
申請団体による所定時間内のプレゼンテーションと質疑応答を実施し、以下の評価項目に沿って審査します。

評価項目	評価の視点
必要性	実施内容は、社会情勢や市民ニーズ等の課題を踏まえたものになっているか
公益性	実施内容は、団体の利益でなく、市民の利益につながる取り組みになっているか 実施内容は、広く市民を対象としたものになっているか
効果性	実施内容は、課題に対する効果が示されているか 前年度から事業の効果が上がる見込みがあるか(継続団体のみ)
実行性	団体は、実施内容を実行するための人員その他の実施体制があるか 団体は、当該事業実施のためのノウハウを十分有しているか
計画性	実施内容に対して、スケジュール等の実施計画は、妥当性があり実現可能なものか
明瞭性	事業の目的や内容、補助金の用途が明確で、誰もが理解できるものになっているか
独自性	申請内容は、団体の強みを活かした取り組みになっているか これまででない新たな取り組みになっているか
継続性	補助金交付期間終了後の活動資金や事業計画は、十分検討されているか 事業効果の継続が期待される取り組みになっているか
共感性	実施内容は、多くの市民の共感を得られるものになっているか 団体の課題解決に向けた熱意が感じられるか

🍊 交付決定について

上記①②の審査結果をもとに、市コミュニティ協働推進課で、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。
審査結果によっては、申請内容のうち一部のみの交付決定や不交付となる場合があります。
決定の内容は、各団体に文書でお知らせします。

● 補助金交付決定通知書 交付式 5月29日(金) @メイトム宗像

交付決定された団体は、交付式に出席してください。
交付式後に、事業実施の注意事項や事務処理等の説明会を行います。

● 決定の取り消し・補助金の返還

下記のいずれかに該当した場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消します。
すでに補助金の部分払いを受けている場合は返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の給付を受けたことが判明した場合
- (2) 補助金をその目的以外のために使用した場合
- (3) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件等に違反した場合
- (4) 法令・条例・規則等に反した場合
- (5) その他交付補助金の交付が相応しくないと判断される場合

実績報告について

実績報告書の提出

事業完了後4週間以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、所定の様式にて実績報告書を提出する必要があります。詳細については、交付式後の説明会で案内します。

公開報告会

交付団体は、当該年度末または翌年度当初に公開報告会を実施します。(原則、交付1年目の団体が対象) 実施内容及び効果等について、所定時間内のプレゼンテーションと質疑応答を実施します。

よくある質問

Q1. 申請内容に問題なければ、必ず交付されますか？

A1. 審査を踏まえ、優先順位をつけて交付決定を行います。市の予算の範囲内ですので、問題がなくても不交付や一部交付となる場合があります。

Q2. 申請額が50万円未満でもかまいませんか？

A2. かまいません。限られた予算を分け合う仕組みですので、申請は必要な経費のみにしてください。

Q3. 補助対象期間や再申請等に制限があるのはなぜですか？

A3. より多くの団体が多様な事業に活用してもらうため、補助対象期間を設けています。期間満了後の活動資金については、あらかじめ検討しておくことをお勧めしています。

Q4. 同一団体とは具体的にどのような団体ですか？

A4. 団体名や代表者名だけでなく、構成員、活動の目的や内容が同一または類似性が高いと客観的に判断される場合には、同一団体とみなします。既存の団体から独立して新規団体として立ち上げる場合でも構成員の多くが重複等している等、類似性が高い場合は申請が認められない場合があります。

Q5. 団体の構成員が複数の団体に所属している場合、同時に申請することはできますか？

A5. 構成員が重複していても、申請者(団体の代表者)及び事業内容が全く異なっていれば申請は可能です。

Q6. 国・地方自治体(県や他市町村)・企業・財団等(以下、他団体等)からの助成金を受けている場合、申請はできますか？

A6. 申請する事業に関連して、他団体等から助成金や委託料などを受けている場合は、申請できません。団体が行う別の取り組みに関する助成金等であれば申請は可能ですが、経費の切り分けを明確に整理してください。

交付決定を受けた団体で、他団体等から助成金や委託料などを受けた場合は、市長に文書で報告し、申請の取り下げを行わなければなりません。

Q7. 申請していない経費について支出することは可能ですか？

A7. 審査を経て交付決定されますので、申請どおりの支出が原則ですが、実施目的や活動内容の変更を伴うものでなければ、軽微な変更は可能です。(変更例:事務用品の購入内容やイベント実施日の変更、講師謝金に加えて交通費を支給、等) 内容によっては、実績報告で認められない場合がありますので、必ず事前に市民活動・NPOセンターにご相談ください。

Q8. 交付決定後に事業計画を変更することはできますか？

A8. 審査を経て交付決定されますので、原則変更はできませんが、目的の達成に必要な実施内容の変更は、相応の理由があれば手続きのうえ認められる場合もあります。変更を検討、希望する場合は、必ず事前に市民活動・NPOセンターにご相談ください。なお、実施目的の変更はできません。

Q9. 補助金はいつ支払われますか？

A9. 原則、事業が完了し、市で実績報告を確認後、1ヶ月以内に支払われます。自己資金等による立替えが難しい場合は、前払いも可能ですので、交付決定後に概算払請求を行ってください。ただし、事業が実施できなかった場合は、支出の有無に関わらず、一部または全額返還をお願いすることがあります。

Q10. 交付決定された額は全額支払われますか？

A10. 事業完了後、実績報告をもとに補助対象経費の確認を行います。交付決定額の範囲内でも、申請した内容に直接関係ない支出や不適切な支出は補助対象外となります。交付決定よりも少ない支出額で事業が完了した場合は、支出の実績に合わせて減額した額が支払われます。前払いを受けている場合には、残金を返金してください。

Q11. 事業が実施できなくなった場合はどうしたらよいですか？

A11. 事業実施が困難になった場合は、速やかに市民活動・NPOセンターまたは市コミュニティ協働推進課に連絡してください。事業中止届等の手続きが必要になります。既に支出している経費があっても、補助金の支払いができない場合があります。事業計画や実施体制等、十分に検討のうえ申請してください。

※経費に関するQ&Aは補助対象経費一覧の裏面に記載しています。その他、疑問点は下記センターへお問い合わせください。

問い合わせ先・書類提出先

宗像市市民活動・NPOセンター 【運営：一般社団法人 PENTAGON】

受付時間：9:00～17:00 まで(土日祝を除く) 〒811-3437 宗像市久原180 メイトム宗像内

TEL：0940-36-0311 MAIL：info@pentagon67.com

●市民活動・NPOセンターとは？

(一社)PENTAGON が市と協働で運営する市民活動の支援窓口です。本補助金だけでなく、活動全般の相談を常時受け付けているほか、お役立ち情報等の発信や各種セミナーの開催を行っています。